

大阪府ドラゴンボート協会 規約

総 則

第1条 名 称

本協会は、大阪府ドラゴンボート協会と称す。
英文での表示は、Osaka Dragon Boat Association、略称を ODBA とする。
また、漢字表記は、大阪府龍舟協会とする。

第2条 本 部・事務局

大阪府ドラゴンボート協会（以後、本協会(ODBA)と称す）の本部及び、事務局の所在地は、理事長の定める所とする。

第3条 目 的

本協会(ODBA)は、日本ドラゴンボート協会（以後 JDBA と称す）の一員として、大阪府内におけるドラゴンボートの健全な発展に尽くすものとする。また、大阪府内のドラゴンボート競技等（市町村協会・愛好者・クラブチーム等）を統括する団体として責任を遂行すると共に、競技団体の育成と青少年から熟年者まで多くの人たちがドラゴンボートを楽しみ、健康づくりや大阪の水環境の改善に寄与する事を目標とする。

第4条 事 業

本協会(ODBA)の事業は次の通りとする。

- 1) 本協会(ODBA)は、JDBA の傘下組織として JDBA の規約、規則等を準用し、大阪府内に於けるドラゴンボート競技の活動を補完する。
- 2) 大阪府内のドラゴンボート愛好者（団体）の親睦と競技力向上に向けた取り組みを行う。
- 3) 本協会(ODBA)及び JDBA と世界ドラゴンボート連盟（以後 IDBF と称す）のルールや規定を普及させること。
- 4) ドラゴンボート競技開催に関する諸計画を実施すること及び地域団体が主催する大会を公認すること。
- 5) 大阪府内の各市町村に於ける協会組織設立に際しての支援及び育成をすること。
- 6) 地域の青少年から熟年者まで男女問わず、ドラゴンボート競技の楽しさや健康管理としての効用を紹介すると共に体験乗艇会等を通じてドラゴンボートを広める。
- 7) 本協会(ODBA)の諸活動を通じ、水環境の改善に寄与すると共に社会貢献への積極的参加に資する。
- 8) 競技会を通じ、本協会(ODBA)の会員やサポーターに社会貢献を要請する。

第5条 非差別の精神

本協会(ODBA)は人種、政治、宗教に起因するいかなる差別も許さない。本協会(ODBA)及び JDBA が公認する大会は国内、国際大会を問わず、本条に従わなければならない。

第6条 会 員

本協会(ODBA)の会員登録資格を有する者は、大阪府内に所在する団体及び個人とする。また、本協会(ODBA)として登記登録された会員は、JDBA の規約に定める会員と同等の資格を有する。

- 1) 本協会(ODBA)の定める会員種別は以下の通りとする。
会員は、団体会員（公認会員と一般会員）、個人会員、市町村協会、賛助会員、特別会員、臨時会員の6つのカテゴリーに分類する。
 - 1 団体会員・・・大阪府内に所在する団体
 - A公認会員（公認登録団体）JDBA の定めるA団体会員
 - B一般会員（一般登録団体）JDBA の定めるB団体会員
 - 2 個人会員・・・本協会(ODBA)が認め、本協会(ODBA)の運営に携わる個人等
 - 3 市町村協会・・・大阪府内に設立された市町村協会
 - 4 賛助会員・・・本協会(ODBA)の目的に賛同し事業等に協力する団体
 - 5 特別会員・・・当該地域にJDBA 傘下の地域協会を有しない団体で、常務理事会が認めた場合。
 - 6 臨時会員・・・団体登録を前提とした団体及び登録団体への加入を前提とした個人等、常務理事会が認めた場合。
- 2) 団体会員及び個人会員の条件と資格及び特典はJDBA が定める規程による。
- 3) 会員登録費等は本協会(ODBA)会員規程による。

第7条 保険契約

- 1) 本協会(ODBA)に登録された会員は、団体・個人・法人・特別・臨時を問わず、各自が傷害保険等に加入する事とする。
- 2) 本協会(ODBA)として、使用するすべてのドラゴンボート及びレスキュー艇等は、船舶保険等に加入する。

第8条 総 会

- 1) 総会は、本協会(ODBA)の最高決議機関である。
- 2) 総会は、原則として会計年度につき1回開催。定期総会は会計年度末に開催する。
- 3) 会長が必要と認めたとき、あるいは会員規程に定められた代表委員と個人会員を合わせた3分の1以上の者から要求があったときは、臨時に総会を開催しなければならない。
- 4) 総会は、第6条の会員及び第9条に定める役員により構成される。
但し、登録団体が総会に参加できる員数等は会員規程による。
- 5) 総会は、会員の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 6) 総会に於ける議決権は、会員規程による。
- 7) 総会に於ける決議は、出席した会員の議決権（委任状を含む）の過半数をもって決する。
- 8) 総会開会中の席で急遽提出された動議については、出席者の3分の2をもって決議する。但し、原則として書面にて提出すること。
- 9) 臨時会員は、総会の傍聴のみできる。

- 10) 総会で諮る通常の議事は次の通りである。但し、各議案については原則として総会が開会するまでに書面にて提出すること。
- 1 事業及び活動報告
 - 2 会計報告ならびに会計監査報告
 - 3 次期事業計画と予算案
 - 4 人事案件
 - 5 総則等規約・規程の改正
 - 6 新規会員の承認
 - 7 本協会(ODBA)運営に際して発生する一切の重要事項
 - 8 各委員からの議案事項
 - 9 その他

第9条 役員を選任等

1) 役員

本協会(ODBA)は、次の役員を置く。

- | | | |
|---|-----|-------|
| 1 | 顧問 | 若干名 |
| 2 | 会長 | 1名 |
| 3 | 副会長 | 若干名 |
| 4 | 理事 | 30名以内 |

理事の中から下記の任務を遂行する常務理事を選任する。

- ・ 理事長
- ・ 副理事長
- ・ 事務局長
- ・ 財務部長
- ・ 広報部長
- ・ 安全管理部長
- ・ 普及部長
- ・ 操艇部長
- ・ 審判部長

- | | | |
|---|----|------|
| 5 | 監事 | 2名以内 |
|---|----|------|

2) 役員を選任

顧問、会長、副会長は、理事会が本協会(ODBA)内外より広く人選し、推挙、総会で決定する。

理事及び監事は理事会で選出し総会で承認する。また、理事は互選で理事長、副理事長、事務局長、財務部長、広報部長、維持管理部長、組織強化部長、操艇部長、安全管理部長、普及部長、審判部長を選出する。

3) 任期

- 1 役員任期は2年とする。また、再任を妨げない。その期間は、4月1日から翌々年の3月末日とする。
- 2 役員は任期が終了した後も、後任に実務の引き継ぎが完了するまで任務を果たすこととする。

3

4) 常務理事会等

本協会(ODBA)は、その目的を遂行する為に、常務理事会、理事会（専門委員会）の2つの委員会を置く。

第10条 理事会、委員会等

1) 常務理事会の構成と業務、権限

常務理事会の構成と業務、権限は、常務理事会規程による。

2) 理事会の構成と業務

理事会は、第9条で選出された理事で構成される。

理事は、常務理事を長とする専門委員会の一員として本協会(ODBA)の運営・競技等の専門的な研究を行うと共に実践遂行する任務を有する

3) 専門委員会

専門委員会は、常務理事を長として以下に示す委員会を設置する。また、必要に応じて他の委員会も設置出来る

- 1 財務部
- 2 広報部
- 3 安全管理部
- 4 普及部
- 5 操艇部
- 6 審判部

第11条 役員の任務

本協会(ODBA)の役員に選任された者の任務は、以下の通りである。

- 1) 理事長は、本協会(ODBA)の組織を統轄する。
- 2) 副理事長は、理事長の活動を補佐し、理事長が任務に就けない場合は理事長代理として任にあたる。
- 3) 常務理事は、常務理事会規程に基づき任務を遂行する。
- 4) 理事は、別に定める細則等による任務、常務理事会および理事会の議決に基づく任務を遂行する。
- 5) 監事は以下の職務を行う。
 - 1 本協会(ODBA)の財産の状況を監査すること。
 - 2 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - 3 財産の状況または職務の執行について、規則等に違反した、または著しく不当な事項があると認められるときは、総会に報告をすること。

第12条 財務

本協会(ODBA)は非営利の団体であり、その財源は年会費、練習艇レンタル料金、競技会、公認料、寄付金、その他によるものとする

1) 会計年度

本協会(ODBA)の会計年度は、原則として4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

2) 年会費

本協会(ODBA)の会員は、年会費を支払うものとする。年会費は日本選手権申し込み時までには支払いを完了するものとする。また、本協会(ODBA)の登録により JDBA の登記登録会員と同等の資格を有する。年会費の額は理事会の提案に基づき、総会で決定する。詳細は会員規程に定める。

3) 公認料

本協会(ODBA)から公認されたドラゴンボート大会の主催団体は、公認料を本協会(ODBA)に支払うものとする。その額については、主催者代表と協議して決定するものとする。

第13条 褒章

常務理事会、理事会の推薦により、総会は国内及び海外のドラゴンボート大会で優秀な成績をおさめた本協会(ODBA)会員に対して、名誉ある称号を与え表彰状を付与することができる。

第14条 報奨

本協会(ODBA)の発展に寄与した会員に対して、常務理事会は表彰することができる。

第15条 懲罰

本協会(ODBA)規約、競技規程、細則及び JDBA が定める全規則に違反する行為に対して、理事、大会役員の要請を受けて常務理事会は、その重大性により以下の処分を行うものとする。

- 1) 文書による注意
- 2) 資格停止
- 3) 除名

第16条 疑義

本規約等の解釈について疑義が生じた場合、または、本規約等にない事由が生じた場合は理事会においてこれを定め即日発効とする。

第17条 決議発効

総会決議は即日発効するものとする。

第18条 大阪府ドラゴンボート協会各種規程及び細則の制定

本総則を厳正に実行するために、細則、会員規程、常務理事会規程等を別に定める。また、本協会(ODBA)が定めない事項で JDBA が定める競技規則、審判規則、反ドーピング規則、細則等は全て準用し遵守する。

第19条 附 則（本規約の施行日）

2008年3月22日の総会にて承認

2009年3月15日定期総会にて一部改正

2014年3月30日定期総会にて一部改正